

出店者用

熊本市

令和3年度（2021年度）

熊本市新型コロナウイルス感染症

緊急空き店舗対策事業費補助金募集要領

【新規出店者支援事業】



1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により増加した商店街の空き店舗を解消し、本市商業の振興を図るため、中小企業者が補助対象となる空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業のいずれかの店舗を出店する事業に対して、改装費等の一部を補助します。

2. 募集期間

令和3年（2021年）11月16日（火）～ 令和4年（2022年）3月31日（木）[17時必着]

※土日・祝祭日等を除きます。

※先着順に受付・審査を行います。

予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

3. 補助対象となる空き店舗

次の(1)～(5)のすべての要件を満たす空き店舗が補助対象となります。

(1)熊本市内の**商店街団地がある地区**に所在する店舗であること

⇒[熊本市ホームページの商店街マップ](#)でご確認ください。

ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課へお尋ねください。


(2)店舗と往来可能な道路に面した**建物1階部分の店舗**であり、店舗間口又は壁面が**道路から概ね7mの範囲内に位置する店舗**であること


(3)補助金の申込者が当該空き店舗の賃貸借契約を締結した時点において、賃貸物件として募集開始から**90日以上経過している空き店舗**であること

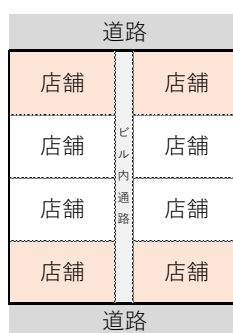
(4)商業施設等のテナント型店舗でないこと

(5)交付決定前に**商業活動を開始していない店舗**であること

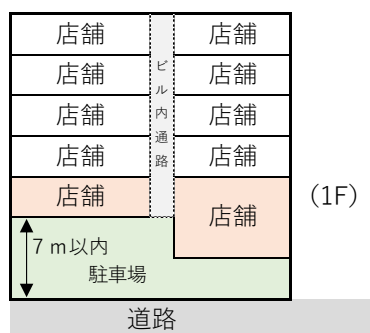
▼補助対象となる空き店舗のイメージ

 : 補助対象店舗

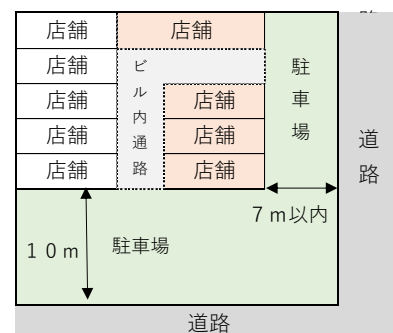
 : 補助対象外店舗



(1F)



(1F)



(1F)

4. 補助対象者

補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者で、次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 令和3年(2021年)11月16日以降に空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結した事業者
(ただし、空き店舗の所有者本人が出店する場合等、特別な事情がある場合は、この限りではない。)
- (2) 熊本市内の商店街の地区からの移転でない事業者
- (3) 空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む事業者



注意!

ただし、次に該当する場合は、補助対象となりません。

- 市税の滞納がある場合（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者は除く。）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から同条第10項の対象となる営業を行う場合
- 政治活動又は宗教活動を行う場合
- 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合

▼ 小売、飲食、サービス業とは、下表に該当する業種をいいます。

※開業に際して、法律に基づく資格等が必要な場合には、必ず当該資格を取得してください。

区分	日本標準産業分類上の分類
小売業 飲食業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）

大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）

5. 補助対象経費、補助率等

【1】補助対象経費

原則、令和4年3月31日までに改装工事及び支払が完了する次の経費が補助対象となります。

※令和4年3月31日までに完了しないことが見込まれる場合は、申込前にご相談ください。

(1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費

⇒「設備」とは、店舗の外壁、内壁、床又は天井に固定されるもので、設置に伴い工事を必要とするもの（店舗の看板、照明、シンク、トイレ、カウンター、空調設備等）です。

(2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費

(3) 上記(1)に伴う設計費

(4) 家賃（上限2か月分）

(5) 礼金

(6) 仲介手数料

(7) その他市長が特に必要と認めるもの



上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

(1) 備品、消耗品の購入・設置に係る費用

(2) 交付決定前に契約または着工している改装費等（当該空き店舗の賃貸借契約に当たり、交付決定前に支払う必要のある家賃、礼金及び仲介手数料を除く。）

(3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費

(4) 以下のいずれかに該当する者の家賃、礼金及び仲介手数料

ア 空き店舗の所有者本人

イ 空き店舗の所有者が個人の場合には2親等以内の親族である者

ウ 空き店舗の所有者が法人である場合には役員または従業員の身分を有する者

(5) 消費税及び地方消費税

(6) 国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度において補助を受けている場合の同一補助対象経費

【2】補助率・上限額

上記補助対象経費の2分の1以内（補助上限額150万円）

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助上限額を超える部分は、申込者の負担となります。

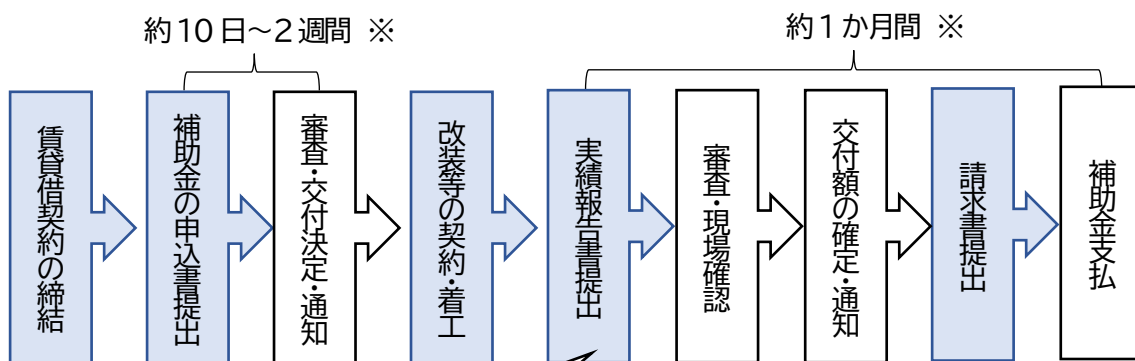
6. 交付の条件



交付の条件に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

- (1) 遅くとも交付確定の日から30日以内に当該店舗にて商業活動を開始すること
⇒「交付確定の日」とは、「7. 申込のながれ」にある「交付額の確定・通知」の日を指します。
- (2) 当該店舗にて商業活動を開始した日から24月以内に事業廃止、移転、譲渡等をしないこと
- (3) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (7) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (8) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (9) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (10) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、取得し、又は効用の増加があったときから2年間、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (12) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (13) 取得財産等は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

7. 申込のながれ



改装等完了後、30日以内に提出

※ 必要書類が不備・不足なく提出されてから要する
おおよその期間です。申込状況等により異なります。

8. 申込方法

【提出書類】

- 熊本市新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金に係る交付申込書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号-1）
- 空き店舗の位置図（様式第3号）
- 誓約書及び同意書（様式第4号-1）
- 代表者・役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）
- 空き店舗の改装に係る図面
- 空き店舗の改装に係る経費の工事内訳及び工期を明記した2者以上の見積書の写し
- 空き店舗の現状（着工前の内観・外観）の写真
- 空き店舗と往来が可能な道路と店舗の位置関係が分かる写真
- 直近の確定申告書の写し（ただし、創業間もない者又は創業予定者であって直近の事業収入が存在しない場合は不要）
- 空き店舗に係る賃貸借契約書の写し（ただし、空き店舗の所有者本人等であって賃貸借契約を締結しない場合は不要）

※申込書の各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

※提出書類は、提出前にコピーし、控えとしてお持ちください。

書類不備や不足の電話連絡や、補助金交付決定後にご提出いただく実績報告書類の作成時に必要となります。

相談無料♪

申込書の記載方法がご不明な場合は、くまもと森都心プラザ内のビジネス支援センターで
中小企業診断士が無料で書き方をアドバイスします。是非ご活用ください。

くまもと森都心プラザ4階 ビジネス支援センター

（図書館入って左にお進みください。）

場所：熊本市西区春日1丁目14-1

お問い合わせ：096-355-7402

受付時間：平日・土曜日 10:00～19:00

日曜・祝日 10:00～17:00



9. 提出先・お問合せ先

熊本市経済観光局 商業金融課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2424

FAX: 096-324-7004

⇒熊本市ホームページにQ&Aを掲載しています。

電話回線が混雑することが見込まれますので、お問い合わせ前にご一読ください。

詳しくは、
熊本市ホームページを
ご確認ください。

